

人権について 考えてみませんか

国連で世界人権宣言が採択された、12月10日を記念して、12月4日から10日までの一週間を第65回人権週間と定め、全国的な啓発活動を実施します。

静岡地方事務局及び静岡県人権擁護委員連合会では、みんなで築こう・人権の世紀、く考えよう相手の気持ち、育てよう思いやりの心、くを強調事項とし、各所で人権尊重の理念を呼びかけています。思いやりの心を持って、お互いの人権が尊重される社会を作りましょう。

○特設人権相談を開設

相談は無料で、秘密は厳守しますのでお気軽にお越しください。

日時 11月27日(水)・12月4日(水)
10時～15時

場所 市役所2階会議室

※相談は、毎月第4水曜日(12月を除く)にも行っています。

問合せ先

下田人権擁護委員協議会事務局

☎0534

福祉事務所社会福祉係(窓口⑥)

☎22216

専業主婦・主夫の年金が改正されました 年金記録のご確認を!

○国民年金の切り替えの届出(3号から1号へ)が2年以上遅れたことがある方は手続きをお願いします

会社員や公務員(第2号被保険者)に扶養されている配偶者(専業主婦・第3号被保険者)は、国民年金保険料を納める必要はありません。

しかし、夫が退職したときや、妻自身の年収が増えて扶養からはずれた場合、国民年金の切り替え手続きをして、保険料を納めなくてはなりません。

この届出が2年以上遅れた場合、2年より前の期間は保険料を納付することができないため、未納期間が発生し、年金が減額されることがあります。

平成25年6月に年金の法律が改正され、この時効によって納付できなかった期間について、**特定期間該当届**を提出することにより、受給資格期間に算入できるようにになりました。

詳細につきましては左記までお問い合わせください。

問合せ先 三島年金事務所

☎0551-973-1166

無料日曜日遺言等公証相談

身近な問題について公証証書を作成しておく目安です。下田公証役場の公証人が毎月第2日曜日に無料で相談に応じます。

日時 12月8日(日) 10時～15時

場所 下田公証役場

相談内容 相続、遺言、任意後見、尊厳死宣言、離婚給付、年金分割など

申込方法 予約制になりますので、左記まで連絡ください。

申込・問合せ先

下田公証役場 ☎05521

無料法律セミナー

知りましよう法律と権利

日時・内容

11月27日(水) 成年後見について

11月29日(金) 消費者の権利について

12月2日(月) 働く者の権利について

※3日間とも18時30分～20時

場所 中央公民館 料金 無料

※申込み不要。直接会場にお越しください。

問合せ先 みどろ合同法律事務所下田支所

☎055995